川崎市健康安全研究所における研究活動に係る不正行為及び公的研究費等の不正使用の防止に関する規程

目次

第１章　総則（第１条～第３条）
第２章　不正行為等を防止するための体制（第４条～第１０条）
第３章　不正行為等への対応
第１節　通報の受付等（第１１条～第１３条）
第２節　通報に対する調査体制・方法（第１４条～第２３条）
第３節　不正行為等の認定（第２４条～第２９条）
第４節　調査後の措置（第３０条・第３１条）
第４章　研究費の運営・管理等（第３２条～第３９条）
第５章　雑則（第４０条・第４１条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　川崎市健康安全研究所（以下「研究所」という。）における研究活動に係る不正行為（以下「不正行為」という。）及び公的研究費等の不正使用（以下「不正使用」という。）の防止については、川崎市健康安全研究所における研究活動に係る行動規範（以下「行動規範」という。）に定めるもののほか、この規程に基づき行うものとする。なお、不正行為と不正使用を合わせ、以下「不正行為等」という。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　不正行為　当研究所において研究者等が研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより行われたものに限る。

ア　ねつ造　存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ　改ざん　研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ　盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

エ　論文の二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること（投稿先の投稿規定に定めのあるものを除く）。

オ　不適切なオーサーシップ 論文著作者を適正に公表せずに論文を投稿すること。

カ　その他、研究倫理からの著しい逸脱行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らし研究活動における不適切な行為として対応が必要であると最高管理責任者が判断したもの。

(2)　不正使用 故意若しくは重大な過失による公的研究費等の他の用途への使用又は公的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件、配分機関の定め及び関係法令（川崎市関係例

規、研究所規則、規程等。以下「関係法令等」という。）に違反した使用・経理を行うこと（実態のない又は実態の不明な謝金、給与、賃金及び旅費の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等。不正経理、不適切な経理を含む。）

２　前項の定めのない用語の意義等については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成２６年８月２６日文部科学大臣決定）」及び「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成２７年１月１６日厚生科学課長決定）（以下「ガイドライン」という。）並びに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成１９年２月１５日文部科学大臣決定）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成２６年３月３１日改正 厚生労働大臣官房厚生科学課長決定）（以下「実施基準」という。）の例によるものとする。

（対象とする研究活動等）

第３条　この規程の対象とする研究活動は、研究所で行われる研究活動（公的研究費等の運営・管理を含む。以下同じ。）とし、対象とする公的研究費等とは、各省庁又は各省庁が所轄する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究費、補助金、委託費、運営費交付金及び寄附金等を財源として当研究所で扱う全ての研究費とする。また、この規程の対象とする不正行為等は、第２条第１項各号に規定するものとする。

第２章　不正行為等を防止するための体制

（行動規範）

第４条　研究所に所属する全ての構成員（職員、会計年度任用職員、研究者のほか事務職員、技術職員、非常勤職員等、研究活動に関わる全ての構成員をいい、以下「研究所構成員」という。）は、行動規範を遵守しなければならない。

（責任体制）

第５条　研究所において行われる全ての研究活動に対しては、所長を最高管理責任者、副所長を統括管理責任者、企画調整担当課長をコンプライアンス推進責任者、企画調整担当係長をコンプライアンス推進副責任者とし、不正行為等を防止するための対策（以下「不正防止対策」という。）を策定・推進し、不正行為等への対応を行う。

２　最高管理責任者は、研究所全体を統括し、公的研究費等の運営及び管理について最終責任を負い、不正防止対策の基本方針（以下、「基本方針」という。）、行動規範及びこの規程を策定・周知するとともに、研究所構成員に遵守させるために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費等の運営・管理を行うことができるよう適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

３　統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営及び管理について研究所全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする研究所全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

４　コンプライアンス推進責任者は、公的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を有する者とし、統括管理責任者の指示の下、次の各号の責任を負う。

(1)　研究所内における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに統括管理責任者に報告する。

(2)　不正防止を図るため、研究所構成員に対し、コンプライアンス・研究倫理教育（公的研究

費等の使用ルールやそれに伴う責任、研究者に求められる倫理規範、どのような行為が不正行為等に当たるのか等を理解させるための教育）を実施し、受講状況を管理監督する。

(3)　研究所構成員が、研究活動及びそれに基づく公的研究費等の管理・執行を適切に行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善指導する。

(4)　対応統括者として、通報等があった場合の調査等に対応する。

５　コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、公的研究費等の日常的な運営及び管理について管理監督を行う者とし、コンプライアンス推進責任者の指示の下、次の各号の責任を負う。

(1)　不正行為等を防止するため、研究所構成員に対し、コンプライアンス・研究倫理教育（公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、研究所構成員に求められる倫理規範、どのような行為が不正行為等に当たるのか等を理解させるための教育）を実施し、受講状況をコンプライアンス推進責任者に報告する。

(2)　研究所構成員が、研究活動及びそれに基づく公的研究費等の管理・執行を適切に行っているか等を日常的にモニタリングし、コンプライアンス推進責任者に報告する。

６　上記の各項で定められた責任者等については、その責務を十分に果たすものとし、責務が果たされず、その結果不正行為等を招いた場合には、地方公務員法等に基づく処分の対象となることを認識しなければならない。

７　第１項の責任体制は、研究所内外へ広く周知する。

（不正防止計画推進部署）

第６条　不正防止計画を着実に推進するため、最高管理責任者の下に不正防止計画推進部署（以下「推進部署」という。）を置き、コンプライアンス推進責任者及び総括管理責任者が指名した職員等で構成する。

２　推進部署は、第５条第３項に掲げる不正防止計画の策定並びに実施に関する事務を担当する。

３　推進部署は、不正行為等を発生させる要因のモニタリングを行い、当該モニタリングの結果等に基づき、定期的に不正防止計画の見直しを行うものとする。

４　推進部署は、内部監査担当と密接な連絡を保ちつつ、内部監査担当の内部監査を受けるものとする。

（コンプライアンス・研究倫理教育）

第７条　コンプライアンス推進責任者は、研究所構成員に行動規範や本規程の内容及び具体的な不正行為等事案を含め、コンプライアンス・研究倫理教育を実施するものとし、ガイドラインに定める「研究倫理教育責任者」の職を兼職するものとする。

２　前項のコンプライアンス・研究倫理教育は、定期的に受講させなければならない。

（誓約書）

第８条　コンプライアンス推進責任者は、研究所構成員に対し、コンプライアンスの重要性を理解させたうえで、不正行為等を行わないこと、規程に反して不正行為等を行った場合は研究所や配分機関からの処分・法的な責任を負担すること等を明記した誓約書（第１号様式）の提出を求める。

（研究データ等の保存及び開示）

第９条　研究者等は、研究活動により得られた研究データ各種資料（以下「研究データ等」という。）を、研究終了後原則１０年間は所内に適切に保存しなければならない。

２　研究データ等は、必要に応じ、関係法令等の定めるところにより、開示を行うものとする。

（適正な運営・管理のためのルールの徹底）

第１０条　最高管理責任者は、研究活動の不正行為等に対する意識向上と事務処理手続に関するルールの徹底を図るため、研究所構成員に対して、公的研究費等は機関による管理が原則であること、及び業務全般を通じて公的資金の適正な執行を確保しつつ効率的な研究活動の遂行を行う社会的責任があることを指導するものとする。

２　最高管理責任者は、公的研究費等の適正な運営・管理を図るため、研究所構成員に対して、予算執行に当たって、関係法令及び各種団体の会計業務に関する運用等の規程を遵守し、適切な対応をとるよう指導するものとする。

３　公的研究費等の事務処理手続に関するルールについては、関係法令等に基づいて明確かつ統一的な運用を図ることを基本とするほか、これによることが困難な場合は配分機関により定められたルール等に基づき適切に対応するものとする。

４　公的研究費等の事務処理に関する職務権限については、川崎市事業所事務分掌規則（昭和５１年川崎市規則第３９号）等に基づいて運用を図ることを基本とする。

５　公的研究費等を執行するに当たっての取引業者は、原則的に川崎市競争入札参加者選定規程（昭和５０年川崎市訓令第７号）に基づき有資格者名簿に登載された者（以下、「有資格者」という。）とし、研究所の基本方針等を周知・徹底し、一定の取引実績等を考慮して、誓約書（第２号様式）の提出等を求めるものとする。なお、技術の特殊性や緊急性等の理由により、有資格者以外の業者と取引を行う場合も同様とする。

第３章　不正行為等への対応

第１節　通報の受付等

（通報窓口）

第１１条　研究所における不正行為等に関する通報窓口を、推進部署に置く。

２　前項に定めるほか、通報者は、川崎市職員通報制度等に関する要綱（平成１８年３月２３日１７川総人第１０４８号）に定めるところにより通報することができる。

３　通報窓口の名称は、研究不正通報・相談窓口とする。

４　第１項の通報窓口は、書面、電話、電子メール、面会等による通報を受けることができるよう、住所、電話番号、電子メールアドレスを研究所内外に公表・周知しなければならない。

５　通報の受付にあたり、対応する職員は、通報者及び被通報者の秘密の遵守その他通報者及び被通報者の保護を徹底しなければならない。また、面談により受け付ける場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずる等、適切な方法で実施しなければならない。

６　前項の規定は、相談についても準用する。

（通報の受付）

第１２条　推進部署は前条の通報を受けた場合、速やかに統括管理責任者に報告する。

２　前項の報告を受けた統括管理責任者は、最高管理責任者に報告した上で、被通報者が所属する部課長に連絡する。ただし、コンプライアンス推進責任者が被通報者である場合には、当該通報に関するコンプライアンス推進責任者の職務は、最高管理責任者が指名する者が取り扱う。

３　前２項の規定にかかわらず、統括管理責任者が被通報者の場合には推進部署は最高管理責任者に報告し、当該通報に関する統括管理責任者の職務は、最高管理責任者が指名する者が取り

扱う。

4　職員の異動や共同研究等により、通報を受け付ける窓口が他の研究機関であるべき場合や、他の研究機関とともに調査を行うことが適切な場合は、当該通報を他の研究機関に回付又は通知するものとする。また、他の研究機関等から回付されてきた通報は、研究所に通報があったものとして前３項のとおり取り扱う。

5　学会等の研究者コミュニティや報道等の外部機関により不正行為等の疑いが指摘された場合（インターネット上での指摘を通報窓口が確認した場合を含む。）は、第１項、第２項及び次条第２項に準じて取り扱う。この場合、指摘を受けた者は、速やかに通報窓口に連絡するものとする。

6　不正行為等が行われようとしている、あるいは不正行為等を求められているという通報・相談については、その内容を確認・精査し、内容が具体的かつ客観的で、十分な調査を行うことができるものと判断した場合、コンプライアンス推進責任者は、被通報者に警告を行う。ただし、被通報者が研究所以外の研究機関に属するときは、通報・相談を被通報者の所属する機関に回付することができる。

7　通報を受理した場合、推進部署は通報者に対して受理した旨を通知するものとする。通報が郵便による場合等、当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知り得ない場合には、匿名による通報を除き、通報者に受け付けた旨を通知するものとする。

（通報者・被通報者の取扱い）

第１３条　不正行為等に関わる通報又は調査に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

2　予備調査及び本調査を行う場合は、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者（最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び本通報に係る調査委員等をいう。）以外に漏えいしないよう、調査関係者は秘密の保持を徹底しなければならず、その職を退いた後も同様とする。

3　最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものであることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し、不利益な取扱いを行わない。

4　最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報されたことのみをもって、被通報者の研究活動の部分的又は全面的な禁止、川崎市長への懲戒処分の内申、その他不利益な取扱いを行わない。

5　最高管理責任者は、誹謗中傷等から被通報者を保護する方策を講じる。

第２節 通報に対する調査体制・方法

（調査対象とすべき通報の要件）

第１４条　通報は、原則的に、顕名により行われ、不正行為等を行ったとする職員、所属、不正行為等の態様等、事案の内容が明示され、かつ、研究倫理に反する不正行為等に関しては不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを受け付けるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、匿名による通報があった場合は、通報の内容に応じ、顕名の通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。

3　最高管理責任者は、第１２条第４項により他の研究機関とともに調査を行うことになった場合、被通報者が研究所に現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行わなければ

ならない。
４　顕名で通報があった場合は、通報者に受け付けたことを通知するものとする。
５　通報までに至らない段階の相談については、その内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否かを確認するものとする。なお、これに対して通報の意思表示がなされない場合にも、研究所最高管理責任者の判断で当該事案の調査を開始することができる。
（不正行為に関する予備調査）
第１５条　最高管理責任者は、第１２条による不正行為に関する通報について予備調査が必要と認めたときは、速やかに、通報がなされた行為が行われた可能性、通報の際示された研究倫理に反する不正行為の科学的合理的理由に論理性があるか等、通報内容の合理性、調査可能性等について関係する部課長に予備調査を行わせるものとする。ただし、当該事案が関係する部課長に係るものである場合、最高管理責任者は、関係しない部課長等に指示するものとし、調査の公正を確保するため、被通報者又は通報者に関係する者は、調査を行う者から除外する。
２　総括管理責任者は、オブザーバーとして、予備調査に参加するものとする。
３　通報等がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。
４　第１項に定める関係する部課長は、第１２条による通報を受け付けたときは、関係者に保有する資料の保全を命ずることができる。
５　最高管理責任者は、第１６条に定める不正行為調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。
６　予備調査は、第３項の規定により保全された資料若しくは自ら収集した資料を精査し、又は職員等から事情聴取することにより行うものとする。
７　第１項に定める関係する部課長は、予備調査の結果について速やかに最高管理責任者に報告するものとする。
８　最高管理責任者は、予備調査の結果、通報がなされた案件が本格的な調査をすべきものと判断した場合は、本調査を行うものとする。なお、本調査は、通報を受け付けた後、概ね３０日以内に行うか否かを決定するものとする。
９　本調査を行わないことを決定した場合は、最高管理責任者は、その旨を理由とともに通報者に通知するものとする。なお、予備調査に係る資料等は研究所に保存し、通報者等の求めに応じ開示するものとする。
１０　予備調査で悪意に基づく告発と判明したときは、最高管理責任者は、通報者及び被通報者にその旨通知するものとする。
１１　他の研究機関から要請のあった調査の結果については、当該機関へその旨通知するものとする。
（不正行為に関する調査委員会の設置）
第１６条　最高管理責任者は、本調査のための不正行為調査委員会を設置する。
２　不正行為調査委員会は、対応統括者を委員長とし、委員若干名から組織する。委員は、研究所の部課長及び研究所に属さない第三者から最高管理責任者が任命するものとする。
３　委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

４　委員は、調査等に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

５　最高管理責任者は、不正行為調査委員会を設置したときは、委員の氏名や所属を、通報者、被通報者及び調査に関係する機関に開示するものとする。

６　通報者及び被通報者は、前項の規定により通知を受けた委員の指名に不服があるときは、前項の通知を受けた日から起算して７日以内に書面により最高管理責任者に異議を申し立てることができる。

７　前項の規定による異議申立てがあった場合は、最高管理責任者は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知するものとする。

（不正使用に関する予備調査）

第１７条　最高管理責任者は、第１２条による不正使用に関する通報について予備調査が必要と認めたときは、受け付けた日から起算して３０日以内に、内容の合理性を確認し、対応統括者に予備調査を行わせ、本調査の要否を決定する。ただし、当該事案が対応統括者に係るものである場合は、最高管理責任者は、対応統括者以外の部課長等に指示するものとし、調査の公正を確保するため、被通報者又は通報者に関係する者は、調査を行う者から除外する。

２　前項の予備調査は、次の事項について調査した上で、調査結果に対する意見を添えて、最高管理責任者に報告する。

(1)　調査対象とすべき通報の要件を満たすかどうか

(2)　通報内容の合理性、調査可能性等

３　前２項にかかわらず、最高管理責任者は、次条に定める不正使用調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。

４　総括管理責任者は、オブザーバーとして、予備調査に参加するものとする。

５　対応統括者または対応統括者以外の部課長等は、予備調査の結果について速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

６　最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合は、その旨を理由とともに通報者に通知するものとする。なお、予備調査に係る資料等は研究所に保存し、通報者等の求めに応じ開示するものとする。

７　最高管理責任者は、予備調査の結果、通報がなされた案件が本格的な調査をすべきものと判断した場合は本調査を行うものとし、通報者及び被通報者にその旨を通知するものとする。なお、被通報者が他の研究機関等に所属している場合は、調査を行うことを当該所属機関にも通知するものとする。

８　対象事案に係る研究が競争的資金によるものであるときは、最高管理責任者は、本調査を行うか否かを、通報を受け付けた日から起算して３０日以内に、配分機関に報告するものとする。

９　最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合には、その旨を当該事案に係る研究費の配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

（不正使用に関する調査委員会の設置）

第１８条　最高管理責任者は、前条の不正使用に関する予備調査の結果、本調査の実施を決定した場合には、不正使用に関する調査委員会（以下「不正使用調査委員会」という。）を設置する。

２　不正使用調査委員会は、対応統括者を委員長とし、委員若干名から組織する。委員は、研究

所の部課長及び研究所に属さない第三者から最高管理責任者が任命するものとする。

３　委員は、研究所、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

４　最高管理責任者は、不正使用調査委員会を設置したときは、委員の氏名や所属を、通報者、被通報者及び調査に関係する機関に開示するものとする。

５　通報者及び被通報者は、前項の規定により通知を受けた委員の指名に不服があるときは、前項の通知を受けた日から起算して７日以内に書面により最高管理責任者に異議を申し立てることができる。

６　前項の規定による異議申立てがあった場合は、最高管理責任者は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知するものとする。

（不正行為等に関する本調査の通知）

第１９条　最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合は、通報者及び被通報者に対し、本調査の開始を通知し、調査への協力を求めるものとする。なお、被通報者が研究所以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に通知するものとする。また、通報された事案の調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう配慮するものとする。

２　本調査を行う研究が他機関との共同研究であるときは、最高管理責任者は他機関に本調査を行う旨通知するものとする。

３　本調査の対象事案に係る研究が競争的資金によるものであるときは、最高管理責任者は、競争的資金の配分機関に本調査を行う旨通知するものとする。

（不正行為等に関する本調査）

第２０条　調査委員会（不正行為調査委員会及び不正使用調査委員会を指す。以下同じ）は、本調査の実施の決定の日から起算して概ね３０日以内に、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査を開始する。

２　最高管理責任者は、前条第３項に係る調査については、調査の実施に関し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議等をしなければならない。

３　最高管理責任者は、通報された事案の調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう配慮しなければならない。

４　調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請、経理に関する資料等により調査を行うとともに、原則として被通報者から弁明を聴取する機会を設ける。

５　不正行為調査委員会が被通報者に再実験等により再現性を示すことを求める場合、あるいは被通報者が自らの意思によりそれを申し出て不正行為調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し不正行為調査委員会により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、不正行為調査委員会の指導・監督のもと行うものとする。

６　第４項から第５項に規定する調査委員会の調査権限については、関係者に周知するものとする。

７　通報者、被通報者等の関係者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。また、他の研究機関等から調査協力を要請された場合は、研究所は誠実に協力する。

８　被通報者は、不正行為等に対する疑惑への説明を行う場合は、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠（生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等）を示して説明しなければならない。

９　前項の説明において、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験資料・試薬等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素の不足により証拠を明示できないときは、不正行為とみなされる。ただし、被通報者の責によらない理由（災害等）や正当な理由により基本的な要素を十分示すことができないときはこの限りではない。また、基本的な要素の保存期間が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えるときや、被通報者が所属する研究機関が定め、又は通報等に係わる研究を行っていたときに所属していた研究機関が定めた期間を超えることによるものであるときも同様とする。

１０　調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

（証拠の保全措置）

第２１条　調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、通報された事案に係る研究活動が行われたのが研究所以外の研究機関であるときは、当該研究機関に証拠となるような資料等の保全を要請する。

２　最高管理責任者は前項の措置に影響しない範囲内において、被通報者の研究活動を制限しない。

（調査の中間報告等）

第２２条　最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

２　最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関の求めに応じ当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

（調査中における一時的執行停止）

第２３条　当該告発が公的研究費等の不正使用等に関するものであった場合、最高管理責任者は、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでは、通報された研究活動に係る研究費の執行・支出の停止を命ずることができる。

２　前項の措置をする場合、当該研究費の配分機関と十分協議しなければならない。

第３節　不正行為等の認定

（認定）

第２４条　調査委員会は、本調査を開始した日から起算して概ね１５０日以内に調査した内容をまとめ、不正行為等が行われたか否か、不正行為等と認定された場合はその内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定を行う。

２　前項で、不正行為等が行われなかったと認定する場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。

３　前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

（認定の際の留意点）

第２５条　調査委員会は、被通報者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・

科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為等か否かの認定を行う。

２　調査委員会は、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為等と認定してはならない。

３　調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって不正行為等であるとの疑いが覆されないときは、不正行為等と認定する。

４　調査委員会は、被通報者が研究データや実験・観察ノート、実験試料・試薬、購入物品、労務、役務等に関する証拠書類、謝礼金の支出原因に関する証拠書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為等であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、不正行為等と認定する。

（調査結果の通知）

第２６条　調査委員会は認定を終了した場合、直ちに最高管理責任者に報告する。

２　前項の報告を受けた最高管理責任者は、速やかに調査結果を通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為等に関与したと認定された者を含む。）に通知する。被通報者が他の研究機関等に所属している場合は、当該所属機関にも当該調査結果を通知する。

３　最高管理責任者は、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を当該事案に係る研究費の配分機関及び関係省庁に報告する。

４　前項の規定にかかわらず、研究費の不正経理に係る事案については、最高管理責任者は、通報を受け付けた日から起算して２１０日以内に、前項の調査結果等を含む最終報告書を配分機関に提出する。やむを得ず、期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を配分機関に提出する。

５　悪意に基づく通報との認定をした場合、通報者が所属する他の研究機関等にも通知する。

６　最高管理責任者は、研究費の不正使用に係る調査については、調査の過程であっても、不正行為等の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。

（不服申立て）

第２７条　不正行為等を認定された被通報者は、調査結果の通知を受けた日から起算して１４日以内に最高管理責任者に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

２　通報が悪意に基づくものと認定された通報者についても、前項に準じて取り扱う。

３　被通報者から不正行為等の認定に係る不服申立てがあったときは、最高管理責任者は通報者に通知する。

４　最高管理責任者は、前項の不服申立てがあったときは、当該事案に係る公的研究費等の配分機関及び関係省庁に報告する。

５　不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも前２項と同様とする。

（不服申立ての審査）

第２８条　不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査機関は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて、他の者に審査させる。ただし、最高管理責任者が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでな

い。

２　不正行為等があったと認定された場合に係る被通報者による不服申立てについて、調査委員会（前項により調査委員会に代えて、他の者に審査させる場合は、調査委員会に代わる者）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。

３　当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、調査委員会は直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、被通報者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、調査機関は以後の不服申立てを受け付けないことができる。

４　再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は被通報者に当該決定を通知する。

５　調査委員会が再調査を開始した場合は、開始日から起算して概ね５０日以内に、再調査の結果を決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、報告を受けた後、当該結果を被通報者、被通報者が所属する機関及び通報者に通知する。

６　最高管理責任者は、前項の再調査結果を、当該事案に係る研究費の配分機関及び関係省庁に報告する。

（悪意に基づく通報と認定された場合の不服申立ての審査）

第２９条　最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された通報者から第２７条第２項の規定による不服申立てがあった場合、通報者が所属する機関及び被通報者に通知する。

２　最高管理責任者は、前項の不服申立てがあったときは、当該事案に係る研究費の配分機関及び関係省庁に報告する。

３　第１項の不服申立てについては、調査委員会（前条第１項により調査委員会に代えて、他の者に審査させる場合は、調査委員会に代わる者）は、不服申立てのあった日から起算して概ね３０日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、報告を受けた後、当該結果を通報者、通報者が所属する機関及び被通報者に通知する。

４　最高管理責任者は、前項の再調査結果を、当該事案に係る研究費の配分機関及び関係省庁に報告する。

第４節　調査後の措置

（調査結果の公表）

第３０条　最高管理責任者は、不正行為等が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

２　前項の公表する内容には、次の各号を含むものとする。

(1)　不正行為等に関与した者の氏名・所属

(2)　不正の内容

(3)　研究所が公表時までに行った措置の内容

(4)　調査委員の氏名・所属

(5)　調査の方法・手順等

３　前項について合理的な理由がある場合は、不正行為等に関与した者の氏名・所属等を非公表

とすることができる。

４　不正行為等が行われなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することができる。

５　前項ただし書の公表の内容には次の事項を含むものとする。

(1)　被通報者の氏名・所属

(2)　調査委員の氏名・所属

(3)　調査の方法・手順等

６　悪意に基づく通報の認定があったときは、その調査結果を公表する。

（通報者等に対する措置）

第３１条　最高管理責任者は不正行為等が行われたとの認定があった場合は、以下の各号の措置をとる。

(1)　不正行為等への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為等が認定された研究活動について責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに当該研究費の使用中止を命ずる。

(2)　被認定者が、研究所に所属する職員の場合は関係法令等に基づき、所定の手続により適切な処置を行うとともに、不正行為等と認定された論文等の取り下げを勧告する。

(3)　公的研究費等の私的流用や研究所の信用を著しく傷つける行為等、悪質性の高い事案については、関係法令等に定める措置のほか、刑事告発や民事訴訟等法的手続を行うことがある。

２　公的研究費等の不正使用に係る被認定者は、当該公的研究費等を返還しなければならない。

３　被認定者は、第２０条第５項により再現性を示すために研究所が負担した経費を返還しなければならない。

４　調査の結果、不正行為等が行われなかったと認定された場合は、調査に際してとった公的研究費等の執行・支出の停止を解除する。証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、又は、不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

５　調査の結果、通報が悪意に基づくものと認定されたときは、通報者が研究所所属職員である場合は、関係法令等に基づき、その他の場合は、所定の手続に基づき適切な処置を行うこととする。この場合において、研究所は通報者に対し、再現性を示すために研究所が負担した経費について負担を求めることがある。

第４章　研究費の運営・管理等

（研究費の適正な運営・管理活動）

第３２条　公的研究費等の事務処理手続に関しては、研究者に代わり、助成金（直接経費）の管理、助成金（直接経費・間接経費）に係る諸手続、設備等の寄附受納、間接経費の受納等に関する事務は、研究所企画調整担当及び総務担当が行うものとする。

２　前項で定める事務は、川崎市金銭会計規則（昭和３９年４月１日 規則第３１号）第３条別表第１に定める歳入徴収者（以下「公的研究費等責任者」という。）が当該事務に関する責任を有し、不正防止計画を踏まえ、研究費の適正な執行を行わなければならない。

３　前項を実施するため、公的研究費等責任者は、定期的に研究費の執行状況を確認しなければならない。

４　コンプライアンス推進責任者は、不正な取引は研究所構成員と業者の関係が緊密な状況で発

生しがちであることに鑑み、研究所において癒着を防止する対策を講じる。

５　特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検等）に関しては、内容に応じ適切に検収する。

（不正取引業者への処分）

第３３条　最高管理責任者は、不正な取引に関与した疑いのある業者について、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱等に準じた必要な措置を行うものとする。

（公的研究費等による被雇用者の労務管理）

第３４条　公的研究費等責任者は、公的研究費等により雇用した者の労務管理関係書類・勤務内容の確認等を定期的に行わなければならない。

（換金性の高い物品）

第３５条　公的研究費等責任者は、関係法令等の規定に係らず、換金性の高い物品について当該研究費で購入したことを明示し、また、取得価格の多寡に依らず、所在がわかるよう管理しなければならない。

（出張申請の実行状況等）

第３６条　公的研究費等責任者は、研究者の出張申請の実行状況等の把握・確認をし、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないか等も含め、用務の目的や受給額の適切性を確保し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行わなければならない。

（相談窓口）

第３７条　研究所における公的研究費等の使用に関するルール等について、所内からの相談を受け付けるため、相談窓口を推進部署に置く。

２　相談窓口の名称は公的研究費等使用相談窓口とする。

（実務担当者の情報共有・研修）

第３８条　推進部署及び前条の相談窓口は、相談等を通じて蓄積された事例を整理・分析し、実務担当者間の情報共有・共通理解の促進のための取組を行う。

２　推進部署は、モニタリングの結果等とともに、最高管理責任者に報告し、基本方針・内部規則等の見直しやコンプライアンス教育の内容にフィードバックさせる。

（内部監査）

第３９条　競争的研究資金の適正な執行を確保するため、最高管理責任者が指名する職員による内部監査を実施する。

２　公的研究費等の運営・管理に係る内部監査の実施に関しては、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項に留意して実施するものとする。

(1)　毎年度定期的に、会計書類の形式的要件等が具備されているか等、財務情報に対する監査を実施すること。

(2)　公的研究費等運営・管理体制及び不正使用防止体制を検証すること。

(3)　不正が発生するリスクに対して重点的にサンプルを抽出し、抜き打ち等を含めた機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施すること。

(4)　不正発生要因の情報の提供を受ける等、推進部署と緊密に連携すること。

第５章　雑則

（委員等の謝礼金等）

第４０条　調査委員会に出席する外部の委員（以下「委員」という。）及び参考人に対して、謝礼金等を支出するものとする。

２　委員及び参考人に対する謝礼金に関しては、報酬関係要求書作成要領（川崎市総務企画局行財改革マネジメント推進室作成）に定めるところによる。

（雑則）

第４１条　この規定に定めるもののほか、不正行為等及び不正行為等の防止に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附　則

この規則は、令和４年１２月２６日から施行する。

第１号様式

誓　約　書

私は、川崎市健康安全研究所における研究活動を遂行するにあたり、川崎市健康安全研究所における研究活動に係る不正行為及び公的研究費等の不正使用の防止に関する規程等を遵守し、研究活動において不正行為を行わず、加担しないことをここに誓約します。

また、全ての研究費を適切に管理し、公正かつ効率的に使用することを誓約します。

なお、研究成果に至る過程を示す客観的で検証可能な研究データ（実験ノート等の文書、電子データ、画像等）を研究終了後原則１０年間は所内に保存し、開示を求められたときは、必要に応じ開示することを誓約します。

これらの規程等に違反し、不正行為を行った場合は、川崎市及び配分機関等の処分及び法的な責任を負うことを了承します。

川崎市健康安全研究所長　殿

（最高管理責任者）

年　　月　　日

所　　属 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職員番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第２号様式

誓　約　書

次の事項について誓約いたします。

１　川崎市の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。

２　内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。

３　不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

４　職員から不正な行為の依頼等があった場合には直ちに通報すること。

年　　月　　日

（あて先）

川崎市健康安全研究所

（事業者所在地）

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな）

代表者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 法人代表者印